

<パナソニックボランティアクラブ（PVC）>

1. 概 要

(1) 目的

組合員ならびに非組合員、組合が雇用する者とその家族の相互扶助、そして善意の福祉活動を通じた地域の人々との住みよい社会づくりを目的として、1977年11月に「松下ボランティアクラブ」が設立されました。

※組合の名称変更に伴い、2008年10月1日より「パナソニックボランティアクラブ(PVC)」に名称変更されました。

(2) 財源

共済給付適用組織(会社または組合)からの会費(年間一人当たり1,000円)と、寄付金(結婚内祝い・香典返しなど)などで運営しています。

(3) 給付の種類

給付の種類		内容	金額	PVC申請締切日
傷病給付	傷病見舞金	連続15日以上公私傷病で休業した場合	15日間で3,000円(初回のみ)、 引き続き1ヶ月毎に5,000円	毎月10日頃
	生活費補助	扶養家族のある会員が、6ヶ月と15日以上私傷病で休業した場合、生活補助として傷病見舞金に加算 ※但し、本給が30万円を超える場合は対象外	25,000円/月	
心身障がい者(児)給付 ※注1		扶養する家族に身体障がい者手帳(1～3級)または、療育手帳A(重度)を所持する人がいる場合	30,000円/年	毎年11月10日頃
休職期間満了者傷病給付 ※注2		傷病が完治せず、休職期間満了ならびに身体障害(1～3級)のため退職した場合	100,000円/一時金	毎月10日頃
心身障がい者(児) 遺族年金		扶養する家族で、身体障がい者手帳(1～3級)または、療育手帳A(重度)を所持する人を残して死亡した場合	50,000円/月 ※10年間	毎月10日頃

*注1:給付制度については、年に1回(10月上旬～11月上旬まで)の申込受付となります。

家族の該当者の年収が扶養対象基準額を超える場合は適用しません。

*注2:退職時に60歳を超過している場合は、給付対象外となります。

2. 傷病給付

(1) 給付内容

①傷病見舞金:会員(従業員および組合員)が傷病(公私傷病問わず)のため15日以上休業した場合に給付。

(給付金額) 15日(初回のみ):3,000円

引き続き1ヶ月毎に(受給2回目～):5,000円

②生活費補助(加算)

:扶養家族のある会員が私傷病のため、6ヶ月と15日以上休業した場合(受給7回目～)、

引き続き1ヶ月毎に休業期間中継続して、生活補助として傷病見舞金に加算。

(給付金額)月額:25,000円 ※

※本給30万円以上を超える場合は対象外。

※地域限定社員の制度が適用されている場合は、地域限定の基準の本給とする。

【給付のイメージ】

受給回数		初回	2回	3回・・	・・7回以降
休業日数(合計)		15日	1ヶ月+15日	2ヶ月+15日	6ヶ月+15日
給付金額	傷病見舞金	3,000円	5,000円	5,000円	5,000円
	生活費補助	—	—	—	25,000円
	合 計	3,000円	5,000円	5,000円	30,000円

(2) 注意事項

①休業日数は(所定出勤日の)休業開始日から暦日で起算する。

※年休取得の有無に拘らず休業開始日より起算。

※土、日、祝・祭日、長期休暇を含みカウント

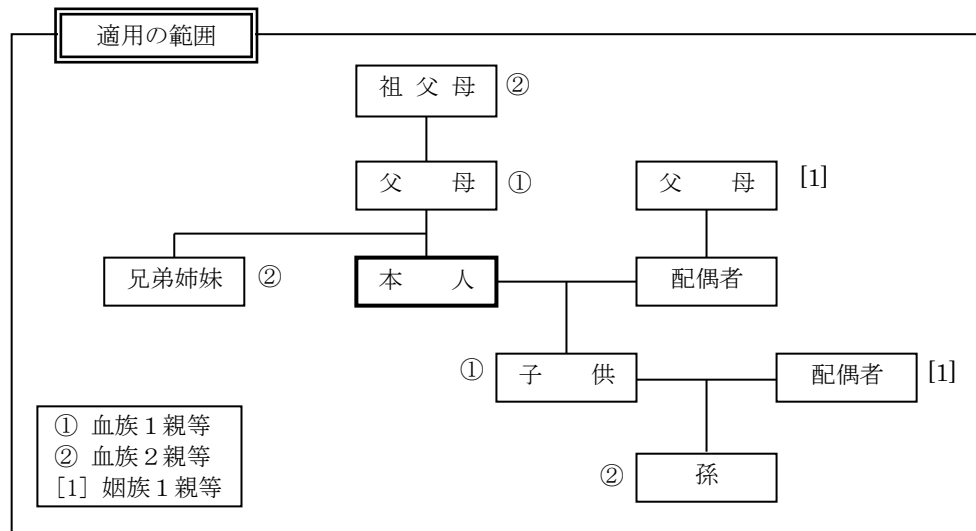
- ②復職後、6ヶ月以内に同病で再休業した場合、休業期間は再休業の開始日より起算するが、受給回数は継続して取り扱う。

3. 心身障がい者(児)給付

(1) 給付内容

会員(従業員および組合員)が扶養する家族(配偶者・血族2親等以内、姻族1親等以内)で身体障がい者手帳(1～3級)または療育手帳 A(重度の判定書を含む)を所持する人、また公費負担の対象となる特定疾患難病者がいる場合に給付。

給付金額(年額):30,000円(12月に給付)



※扶養家族の証明は、同居・別居にかかわらず所得税法上の扶養対象の有無で判断します。

※税扶養の有無の判断は、9月1日時点とします。

(2) 注意事項

- ①該当者本人(障がいを持つ方)に一定の収入がある場合、扶養対象基準額を超えると対象外です。
(年金や退職金は収入に含む)
- ②申請者(組合員・従業員)は新規・継続に関わらず、受給資格確認書類は毎年提出が必要です。
- ③「精神障害者保健福祉手帳」による申請は対象外です。
(「精神障害者保健福祉手帳」の表紙には「障害者手帳」と表示されていますが、この場合は対象外となります。)
- ④特定疾患の公費負担対象後、病状が改善し軽快者と認定された方に交付される、「特定疾患登録者証」による申請は対象外です。
- ⑤「愛の手帳」(東京都の療育手帳)については、1～2度が対象です。
- ⑥給付金振込日に申請者が在籍していない場合は対象外です。
- ⑦申請者(組合員・従業員)が本人(障がいを持つ方)の場合については対象外です。
- ⑧心身障がい者(児)遺族年金と心身障がい者(児)給付は、重複申請出来ません。

4. 休職期間満了者傷病給付

(1) 給付内容

傷病が完治せず休職期間満了ならびに心身障害(1～3級)により退職した会員(従業員および組合員)に対し、一時見舞金を給付。 ※ただし退職時に60歳を超過している場合は給付対象とはなりません。

(給付金額)退職時 100,000円

5. 心身障がい者(児)遺族年金

(1) 給付内容

会員(従業員および組合員)が扶養する家族(配偶者・血族2親等以内、姻族1親等以内)で身体障害手帳(1～3級)または療育手帳 A(重度)を所持する人を残して死亡した場合に給付。

※扶養家族の証明は、同居・別居にかかわらず所得税法上の扶養対象の有無で判断します。
(給付金額) 月額 50,000円(10年間)

6. 難病患者支援

(1) 給付内容

会員(従業員および組合員)とその家族(配偶者・子供)が、健康保険の給付対象となっていない疾患で臓器移植手術(腎臓・眼球・骨髄以外)の治療を受ける場合、会員の難病患者家庭の経済的負担を少しでも資することを目的に見舞金を給付。

(給付金額) 1,000,000円(原則)

7. ボランティア活動

(1) 家族交流会

心身障がい者(児)を扶養する会員とその家族に、家族相互およびボランティア(会員より募集)との交流を通じて、リフレッシュしていただくことを目的に開催しています。

(2) 車いすの貸し出し

会員ならびに家族の方から、車いすの借用依頼があった場合、提携企業の案内および紹介を行います。

※提携企業として、「パナソニックエイジフリー(株)」のレンタル・リフォーム部門「エイジフリーショップ」をご紹介します。

(3) 各種相談

生活相談やボランティア紹介の相談などに応じます。組合事務所へご相談ください。

[ご相談・お問い合わせは、組合事務所へ](#)